

公立小・中学校の体育館等への空調設備整備に対する支援制度の創設を
求める意見書

近年、全国各地で最高気温を更新するなど、暑さが年々厳しくなっている。

そのような中、当市においては小・中学校の体育館に空調設備が整備されておらず、体育の授業や部活動、さらには社会体育において、児童・生徒をはじめとする市民や教職員の健康が危険にさらされ、熱中症などの健康被害が懸念されている。

また、小・中学校の体育館は、災害時に避難所となる重要な施設であり、その機能を十分に果たすためにも空調設備の整備は必要不可欠である。

国においては、学校体育館等への空調整備の加速化を目的に空調設備整備臨時特例交付金が創設されたが、現行制度では、空調設備の整備以外に、断熱性確保のための工事を要件とされているなど、多額の経費を要することが大きな課題となっている。

県内の小・中学校の体育館等の空調設備の整備状況は、全国平均を大きく下回っており、市町の財政状況が大変厳しいことから、整備が進んでいないのが実情である。

よって、県において、市町の小・中学校の体育館等の空調設備整備に対する補助制度を創設するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月22日

佐賀市議会